様式第 31 の 4 （第25条の 6 関係） （平 7 通産令57・追加）

【書類名】 外国語要約書

1　Abstract

2　Representative Drawing

〔備考〕

1　「外国語要約書」は、第25条の 2 及び特許法第36条第 7 項に規定するところに従い記載する。

2　「【書類名】 外国語要約書」は、日本語で記載する。

3　外国語要約書は、日本語に翻訳した場合に400字以内となるように簡潔に記載する。

4　その他は、様式第31の備考と同様とする。